

佐賀県告示第二百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年七月二十四日から平成二十一年八月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 広滝大和富士 線	佐賀市大和町大字松瀬字西名尾一八 六一番一地先から 佐賀市大和町大字松瀬字一ノ瀬二〇 六一番一地先まで	平成二一・七・二四